

学 生 便 覧 ・ 学 習 要 項

平成23年度

三重大学大学院医学系研究科

目 次

1. 沿 革	1
2. 学則・諸規程	2
1) 三重大学大学院学則	
2) 三重大学学位規則	
3. 三重大学大学院医学系研究科規程	25
1) 三重大学大学院医学系研究科規程	
2) 三重大学大学院医学系研究科履修細則	
3) 医科学・生命医科学専攻規程	
(1) 三重大学大学院医学系研究科学位審査内規	
(2) 大学院における在学期間の特例の取扱いに関する内規	
(3) 三重大学大学院医学系研究科医科学専攻（修士課程）の学位審査内規	
(4) 三重大学大学院医学系研究科修士課程医科学専攻及び博士課程生命医科学専攻における 指導大学教員に関する申合せ	
(5) 医科学専攻の修士論文指導計画について（10月入学版を含む。）	
(6) 医学系研究科大学院（修士課程）医科学専攻修士論文審査基準	
4) 看護学専攻規程	
(1) 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の学位審査内規	
(2) 医学系研究科看護学専攻（修士課程）の学位論文審査に関する申合せ	
(3) 三重大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻における指導大学教員等に関する申合せ	
(4) 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）における長期履修に関する規程	
(5) 修士課程（看護学専攻）の修士論文指導計画	
(6) 看護学専攻学位論文の作成等に関する申合せ	
(7) 看護学専攻修士論文審査基準	
① 修士論文審査基準	
② 課題研究審査基準	
5) 三重大学大学院成績評価ガイドライン	
6) 三重大学大学院成績評価に対する照会と申立手続に関する要項	
7) 規程一覧表（目次の裏を参照）	
4. 修学案内	63
暴風・大雨警報時の措置について	

規 程 一 覧 表

23. 4. 1 現在

No.	規 程 の 名 称
1	三重大学大学院医学系研究科学位審査内規
2	大学院における在学期間の特例の取扱いに関する内規
3	医学系研究科博士課程における最終試験及び論文提出による学位申請の場合における学力の確認に関する内規
4	大学院の課程を経ずして学位を申請する者の資格に関する内規
5	学位を申請する者の資格に関する取扱い
6	学位論文（主論文）に関する申合せ
7	学位記交付後の諸注意について
8	学位審査のための資格審査委員会に関する申合せ
9	三重大学大学院医学系研究科学位論文公開審査会実施要項
10	三重大学大学院医学系研究科医科学専攻（修士課程）の学位審査内規
11	医科学専攻修士論文の作成等に関する申合せ
12	医科学専攻修士課程の公開学位審査について
13	三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の学位審査内規
14	医学系研究科看護学専攻（修士課程）の学位論文審査に関する申合せ
15	看護学専攻学位論文の作成等に関する申合せ
16	三重大学大学院医学系研究科生命医科学専攻の講座主任に関する申合せ
17	三重大学大学院医学系研究科修士課程医科学専攻及び博士課程生命科学専攻における指導大学教員に関する申合せ
18	三重大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻における指導大学教員等に関する申合せ
19	三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）における長期履修に関する規程
20	三重大学大学院医学系研究科ティーチング・アシスタントに関する規程
21	三重大学医学部及び大学院医学系研究科リサーチ・アシスタントに関する取扱要領
22	三重大学大学院医学系研究科規程
23	三重大学大学院医学系研究履修細則
24	三重大学大学院学則
25	三重大学大学院医学系研究科における教育研究分野に関する内規

（注）・・・三重大学院医学系研究科ホームページの学内向け情報から上記の規程が

検索可能です。該当する規程欄をクリックしてください。

ホームページアドレス：<http://www.medic.mie-u.ac.jp/gakumu/index.htm>

[contents](#) → [学内向け情報](#) → [学内手続書類](#) → [規程一覧](#)

1. 沿革

- 明治9年5月 公立三重県医学校が安濃郡塔世村三重県病院内に設立される。
(初代校長野口安次)
- 明治16年9月 文部省により甲種医学校(全国で13校)に認可される。
- 明治19年3月 三重県甲種医学校廃止される。(三重県立病院は存続)
- 明治22年9月 三重県立病院の施設が今井病院長に貸与され私立今井病院となる。
- 明治43年4月 貸与期間満了につき津市立病院となる。
- 昭和18年12月 三重県立医学専門学校が設置され、津市立病院が移管されて附属病院となる。
- 昭和22年6月 三重県立医科大学が設置される。
- 昭和25年3月 三重県立大学が設置される。
- 昭和26年3月 学制改革により三重県立医科大学並びに三重県立医学専門学校が廃止される。
- 昭和27年2月 三重県立大学医学部が設置される。
- 昭和30年4月 三重県立大学医学部進学課程が開設される。
- 昭和34年3月 三重県立大学大学院(医学研究科)が設置される。
- 昭和47年5月 国立学校設置法施行規則の改正に伴い、三重県立大学は国に移管され、三重大学医学部となる。(学年進行による)
- 昭和48年10月 三重大学医学部附属病院が設置される。
- 昭和49年4月 三重大学医学部附属看護学校が設置される。
- 昭和50年4月 三重大学大学院医学研究科(博士課程)が設置される。(三重県立大学大学院を移管)
- 平成3年3月 三重大学医学部附属看護学校が廃止される。
- 平成9年10月 三重大学医学部看護学科が設置される。(学年進行による)
- 平成13年4月 三重大学大学院医学研究科医科学専攻(修士課程)が設置される。
- 平成14年4月 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻(修士課程)が設置される。

2. 学 則 ・ 諸 規 程

1) 三重大学大学院学則

改正	平成17年	2月24日学則	平成17年	3月24日学則
	平成17年	3月29日学則	平成17年	5月26日学則
	平成18年	3月23日学則	平成18年	5月25日学則
	平成18年	7月27日学則	平成18年	9月28日学則
	平成19年	4月 1日学則	平成19年	12月27日学則
	平成20年	2月28日学則	平成20年	4月 1日学則
	平成21年	4月 1日学則	平成22年	4月 1日学則
	平成23年	4月 1日学則		

目次

第1章 総則(第1条－第2条の2)
第2章 組織(第3条－第6条の2)
第3章 大学教員組織(第7条)
第4章 運営組織(第8条－第9条の4)
第5章 学年，学期及び休業日(第10条)
第6章 標準修業年限及び在学期間(第11条－第13条)
第7章 入学(第14条－第22条)
第8章 教育課程(第23条－第28条の3)
第9章 休学，留学，転学，退学及び除籍(第29条－第35条)
第10章 課程の修了及び学位(第36条－第46条)
第11章 教育職員免許(第47条)
第12章 賞罰(第48条)
第13章 科目等履修生，特別聴講学生，研究生，特別研究学生及び委託生(第49条－第53条)
第14章 検定料，入学料及び授業料(第54条－第58条)
第15章 雑則(第59条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は，国立大学法人三重大学学則(以下「本学学則」という。)第3条第2項の規定に基づき，三重大学大学院(以下「大学院」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて，文化の進展に寄与することを目

的とする。

第2条の2 研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、各研究科において、別に定める。

第2章 組織

(研究科及び課程)

第3条 大学院に、次の研究科及び課程を置く。

人文社会科学研究科	修士課程
教育学研究科	修士課程
医学系研究科	修士課程
	博士課程
工学研究科	博士課程
生物資源学研究科	博士課程
地域イノベーション学研究科	博士課程

2 工学研究科、生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科の博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(修士課程)

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(博士課程)

第5条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻及び収容定員)

第6条 研究科に置く専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	地域文化論専攻	5	10		
	社会科学専攻	5	10		
	計	10	20		
教育学研究科	学校教育専攻	5	10		
	特別支援教育専攻	3	6		
	教科教育専攻	33	66		
	計	41	82		
医学系研究科	医科学専攻	15	30		
	看護学専攻	16	32		
	生命医科学専攻			45	180
	計	31	62	45	180

工 学 研 究 科	機 械 工 学 専 攻	50	100		
	電 気 電 子 工 学 専 攻	45	90		
	分 子 素 材 工 学 専 攻	55	110		
	建 築 学 専 攻	20	40		
	情 報 工 学 専 攻	28	56		
	物 理 工 学 専 攻	18	36		
	材 料 科 学 専 攻			6	18
	シ ス テ ム 工 学 専 攻			10	30
	計	216	432	16	48
生 物 資 源 学 研 究 科	資 源 循 環 学 専 攻	23	46	4	12
	共 生 環 境 学 専 攻	26	52	4	12
	生 物 圏 生 命 科 学 専 攻	39	78	4	12
	計	88	176	12	36
地 域 イ ノ ベーション 学 研 究 科	地 域 イ ノ ベーション 学 専 攻	10	20	5	15

2 人文社会科学研究科地域文化論専攻及び社会科学専攻については、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限であるコース(以下「短期在学コース」という。)を含むものとする。

3 医学系研究科，工学研究科，生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科に教育・研究上の目的を達成するための教員組織として，講座等を置く。

4 講座等に関し必要な事項は，別に定める。

(研究科附属の教育研究施設)

第6条の2 大学院に次の研究科附属の教育研究施設を置く。

生物資源学研究科 紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター，練習船勢水丸

2 研究科附属の教育研究施設は，本学の教育・研究上支障がないと認められる場合には，他の大学等の利用に供することができるものとする。

3 研究科附属の教育研究施設に関し必要な事項は，別に定める。

第3章 大学教員組織

(大学教員組織)

第7条 大学院の授業及び研究指導は，各研究科ごとに大学院設置基準に定める資格を有する大学教員が担当するものとする。

第4章 運営組織

(教育研究評議会等)

第8条 大学院の教育研究に関する重要事項の審議は，教育研究評議会において行う。

2 研究科に関する重要事項を審議するため，人文社会科学研究科及び教育学研究科に研究科委員会を，医学系研究科，工学研究科，生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科に研究科教授会(以下「研究科委員会等」という。)を置く。

3 前項の研究科委員会等に関し必要な事項は，別に定める。

(研究科長)

第9条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の教授(医学系研究科にあっては、医学部の教授を含む。)をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、人文社会科学研究科長及び教育学研究科長にあっては、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、学部の長が研究科担当の教授でない場合は、当該研究科委員会から選出された教授をもって充てる。

(副研究科長)

第9条の2 研究科に副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、当該研究科の教授(医学系研究科にあっては、医学部の教授を含む。)をもって充てる。

(専攻長)

第9条の3 専攻に専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、当該専攻の教授をもって充てる。

(研究科附属の教育研究施設の長)

第9条の4 研究科附属の各教育研究施設に長を置き、当該研究科の教授又は准教授をもって充てる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日については、本学学則第36条から第38条までの規定を準用する。

第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、人文社会科学研究科地域文化論専攻及び社会科学専攻の短期在学コースの標準修業年限は、1年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 医学系研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 学生(短期在学コースに在学する学生を除く。)が、職業を有している等の事情により、第11条に規定する標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の期間は、入学時から通算するものとし、次の各号のいずれかに掲げるところによる。

- 一 修士課程 4年以内
- 二 博士後期課程 6年以内
- 三 医学系研究科の博士課程 8年以内

3 長期履修の在学期間は、入学時から通算するものとし、次の各号のいずれかに掲げる年数を超えること

ができない。

一 修士課程及び博士後期課程 6年

二 医学系研究科の博士課程 8年

4 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学の卒業者

二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、入学させることができる。

一 大学に3年以上在学した者

二 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第16条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第17条 医学系研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学の医学部医学科、歯学部又は6年課程の獣医学の学部を卒業した者
- 二 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者(大学の課程が医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)であって、医学系研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 医学系研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める学部又は学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、医学系研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、入学させることができる。

- 一 大学(医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- 二 外国において学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(入学の出願)

第18条 入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、学長は、当該研究科委員会等の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第20条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第21条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

2 第58条により入学料の免除又は徴収猶予を願出た者の入学料に関しては、その免除願又は徴収猶予願の受理をもって入学手続を終えた者とみなし、入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者については、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより選考の上、入学を許可することがある。

一 大学院を退学した者で、再入学を願出たもの

二 他の大学院から転入学を願出た者

三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学する者で、転入学を願出た者

2 前項により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科委員会等が決定する。

第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第23条 大学院は、大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(特別の課程の編成)

第23条の2 大学院は、前条に規定するもののほか、学校教育法第105条の規定に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

2 前項の特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位)

第23条の3 研究科における専攻別の授業科目及び単位は、各研究科において、別に定める。

(履修方法)

第24条 学生は、在学期間中に、各研究科において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 教育課程及び履修方法等については、各研究科において、別に定める。

(教育方法の特例)

第25条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科又は学部における授業科目の履修等)

第25条の2 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は学部(以下「他の研究科等」という。)の授業科目を履修することができる。

2 前項により他の研究科等の授業科目を履修しようとする者は、所属研究科長を経て当該の研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。

3 前2項により他の研究科において履修した授業科目について修得した単位にあつては、10単位を超えない範囲で所属研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第26条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第22条第2項に規定する場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第27条の2 前3条により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第28条 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第28条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条の3 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 休学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第29条 疾病又はその他の理由により3月以上修学することができない者は、休学願により、学長に願い出なければならない。この場合において、休学の理由が疾病であるときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、当該研究科委員会等の議を経てこれを許可する。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該研究科委員会等の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第30条 休学期間は、1年以内とする。ただし、相当の理由がある場合は、引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して標準修業年限の年数を超えることができない。ただし、特別の理由があり、学生の修学に支障がある場合は、この限りでない。

3 休学期間は、在学期間の年数に算入しない。

(復学)

第31条 休学期間が満了する場合又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学願により、学長に願い出なければならない。この場合において、休学の理由が疾病であったときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、当該研究科委員会等の議を経てこれを許可する。

(留学)

第32条 外国の大学院等に留学を志願する者は、理由書を添え、学長に願い出なければならない。

2 前項により留学を願い出た者については、学長は、当該研究科委員会等の議を経て、留学を許可する。

3 留学期間は、第36条に定める在学期間に含まれるものとする。

4 第26条の規定は、外国の大学院等に留学する場合に準用する。

(転学)

第33条 他の大学院に転学しようとする者は、理由書を添え、学長に願い出なければならない。

2 前項により転学を願い出た者については、学長は、当該研究科委員会等の議を経て、転学を許可する。

(退学)

第34条 退学については、本学学則第53条の規定を準用する。

(除籍)

第35条 除籍については、本学学則第55条の規定を準用する。

第10章 課程の修了及び学位

(課程の修了)

第36条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 医学系研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が別に定めるところにより、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 短期在学コースを修了した者及び第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院の修士課程を在学期間2年未満で修了した者を含む。)の博士後期課程の修了要件については、第2項中「1年」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(学位論文)

第37条 修士課程の学位論文を提出しようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文(前条第4項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)、論文目録及び論文要旨を添え、研究科長に提出するものとする。

2 博士課程の学位論文を提出しようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、研究科長に提出するものとする。

3 学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

4 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等を提出させることがある。

5 提出した学位論文は返還しない。

(審査の付託)

第38条 研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会等に審査を付託するものとする。

(審査委員)

第39条 研究科委員会等は、学位論文の審査を付託されたときは、審査委員を選出して、審査を行う。

2 審査委員は、主査1名、副査2名とする。ただし、必要に応じて委員の数を増し、又は本学大学院の他の研究科、他の大学院又は研究所等の大学教員等を加えることができる。

3 審査委員は、学位論文の審査のほか最終試験を行う。

(最終試験)

第40条 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口答又は筆答によって行う。

(審査結果の報告)

第41条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を文書により、研究科委員会等に報告するものとする。

(研究科委員会等の審議)

第42条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて学位論文の審査及び最終試験の合否について議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会等の構成員(休職者、海外渡航中の者及び内地研究員を除く。)の3分の2以上が出席し、その3分の3以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第43条 研究科長は、研究科委員会等が前条の議決をしたときは、学位論文の審査要旨及び最終試験の結果を添え、文書により学長に報告するものとする。

(学位)

第44条 修士課程を修了した者に、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者に、博士の学位を授与する。

第45条 前条第2項に定めるもののほか、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認された者に、博士の学位を授与する。

第46条 この章に定めるもののほか、学位に関する事項は、学位規則の定めるところによる。

第11章 教育職員免許

(教育職員免許)

第47条 教員の免許状を受けるための所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において当該所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表第1のとおりとする。

第 12 章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第 48 条 表彰及び懲戒については、本学学則第 56 条から第 58 条までの規定を準用する。

第 13 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び委託生

(科目等履修生)

第 49 条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、学長は、関係研究科委員会等の議を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、第 15 条から第 17 条までに定める入学資格を有する者又は研究科において、当該授業科目を履修する能力があると認めた者とする。

3 前 2 項のほか、科目等履修生に関し必要な事項は、本学学則第 9 章の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第 50 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項のほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、本学学則第 10 章の規定を準用する。

(研究生)

第 51 条 研究科において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、当該研究科の教育に支障のない場合に限り選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士課程にあっては、修士の学位を有する者
- 二 博士後期課程及び医学系研究科の博士課程にあっては、博士の学位を有する者
- 三 研究科において相当の学力があると認めた者

3 前 2 項のほか、研究生に関し必要な事項は、本学学則第 11 章の規定を準用する。

(特別研究学生)

第 52 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生の検定料及び入学金は、徴収しない。

3 特別研究学生の授業料については、本学学則第 109 条の規定を準用する。ただし、特別研究学生が他の国立大学法人の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定に基づき締結された公立大学若しくは私立大学の大学院の学生であるときは、これを徴収しないことができる。

4 特別研究学生が外国の大学との大学間交流協定(部局等間交流協定を含む。)に基づき受け入れる外国人留学生で、授業料を相互に不徴収とされている場合は、授業料を徴収しない。

(委託生)

第 53 条 公の機関又は団体等からその所属職員につき、履修科目又は研究事項を定めて大学院に入学を願い出たときは、関係研究科の教育に支障のない場合に限り選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 前項のほか、委託生に関し必要な事項は、本学学則第12章の規定を準用する。

第14章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第54条 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。

2 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

前期(4月から9月まで) 納期 4月中

後期(10月から翌年3月まで) 納期 10月中

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は後期若しくは前期及び後期に係る授業料については、第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

5 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、前期に係る授業料を徴収するときに、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

6 前項本文の規定にかかわらず、第4項により徴収した授業料については、納付した者が入学年度の前年度の3月31日(後期から入学予定であった者にあつては、9月30日)までに入学を辞退した場合は、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

7 第5項本文の規定にかかわらず、第2項又は第3項により授業料を納付した者が、その後授業料納期限以前に休学を許可された場合は、納付した者の申出により次条の規定の準用による当該授業料相当額を返還する。

8 第5項本文の規定にかかわらず、第4項により徴収した授業料については、納付した者が入学年度の4月1日(後期から入学した者にあつては、10月1日)から休学を許可された場合は、納付した者の申出により月割計算により休学当月から復学当月の前月までの当該授業料相当額を返還する。

9 第5項本文の規定にかかわらず、学業成績等が特に優秀であると認められ、学業成績等優秀学生として授業料免除対象者となった場合は、当該期間に係る既納の授業料相当額を返還する。

10 第5項本文の規定にかかわらず、第5項ただし書き及び第6項から前項までに規定するもののほか、学長が特に必要と認めた場合は、既納の授業料相当額を返還する。

11 第1項の規定にかかわらず、本学大学院研究科の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院研究科の博士課程又は博士後期課程に進学する者の入学料及び検定料は徴収しない。

(転入学者等の授業料)

第55条 転入学者等の授業料については、本学学則第77条の規定を、退学者等の授業料については、同学則第78条の規定を、休学者の授業料については、同学則第79条の規定を、停学者の授業料については、同学則第80条の規定を準用する。

(長期履修を認められた者の授業料)

第56条 長期履修を認められた者の授業料の額及び徴収方法は、別に定めるところによる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第57条 授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、本学学則を準用する。

- 2 本学学則第81条の規定にかかわらず、学業成績等が特に優秀であると認められ、学業成績等優秀学生として授業料免除対象者となった学生に対しては、当該学年の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料の不徴収)

第57条の2 第54条から第56条までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、授業料を徴収しない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第58条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

- 2 入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、本学学則を準用する。

第15章 雑則

(学則の準用)

第59条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。この場合において、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会等」に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年度以前の入学者は、第6条及び第47条の規定については、なお従前の例による。
- 3 この学則施行前の生物資源学研究科農業生産学専攻、森林資源学専攻、水産生物生産学専攻、生物生産工学専攻及び生物資源利用学専攻(以下「従前の専攻」という。)は、第6条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 生物資源学研究科博士前期課程の平成16年度の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、次の表により読み替えるものとする。

研 究 科	専 攻	平成16年度
生物資源学研究科	資 源 循 環 学 専 攻	23
	共 生 環 境 学 専 攻	26
	生 物 圏 生 命 科 学 専 攻	39
	計	88

- 5 平成10年度の入学者の授業料については、別表第2の規定にかかわらず、年額469,200円に読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成17年2月24日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年3月24日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年3月31日から施行し、平成17年度授業料から適用する。

附 則

この学則は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の生物資源学研究科の生物資源開発科学専攻、生物圏保全科学専攻及び生物機能応用科学専攻(以下「従前の専攻」という。)は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に従前の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第6条の規定にかかわらず、生物資源学研究科博士後期課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

研 究 科	専 攻	平成18年度	平成19年度
生物資源学研究科	資 源 循 環 学 専 攻	4	8
	共 生 環 境 学 専 攻	4	8
	生 物 圏 生 命 科 学 専 攻	4	8
	計	12	24

- 4 平成17年度以前の入学者に係る改正後の学則第27条の2の規定の適用については、同条中「10単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年7月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年9月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月27日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の教育学研究科障害児教育専攻(以下「従前の専攻」という。)は、改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に従前の専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 教育学研究科の平成20年度の収容定員は、改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず、次の表により読み替えるものとする。

研 究 科	専 攻	平成20年度
教育学研究科	学 校 教 育 専 攻	10
	特 別 支 援 教 育 専 攻	3
	教 科 教 育 専 攻	66
	計	79

- 4 平成19年度以前の人文社会科学研究科の入学者については、改正後の学則第6条第2項、第11条第1項及び第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 地域イノベーション学研究科の平成21年度及び平成22年度の収容定員は、改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず、次の表により読み替えるものとする。

研 究 科	専 攻	平成21年度		平成22年度
		修士課程	博士課程	博士課程
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	10	5	10

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第6条第1項の規定にかかわらず、医学系研究科及び工学研究科博士前期課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

研 究 科	専 攻	平成23年度		平成24年度	平成25年度
		修士課程	博士課程	博士課程	博士課程
医学系研究科	医 科 学 専 攻	35			
	看 護 学 専 攻	32			
	生 命 医 科 学 専 攻		225	210	195
	計	67	225	210	195

研 究 科	専 攻	平成23年度
		修士課程
工 学 研 究 科	機 械 工 学 専 攻	80
	電 気 電 子 工 学 専 攻	75
	分 子 素 材 工 学 専 攻	88
	建 築 学 専 攻	39
	情 報 工 学 専 攻	46
	物 理 工 学 専 攻	36
	計	364

別表第1（第47条関係）

研 究 科	専 攻	専 修	免許状の種類	免許教科又は 特別支援教育領域
人文社会科学 研 究 科	地域文化論専攻		中学校教諭専修免許状	国語，社会，英語
			高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民， 英語
	社会科学専攻		中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
教育学研究科	学校教育専攻	学校教育専修	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科， 音楽，美術，保健体育， 保健，技術，家庭，職業， 職業指導，英語
			高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民， 数学，理科，音楽，美術， 工芸，書道，保健体育， 保健，家庭，農業，工業， 職業指導，英語
	特別支援教育専攻	特別支援教育専修	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者，肢体不自由 者，病弱者
	教科教育専攻	国語教育専修	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語
			高等学校教諭専修免許状	国語
		社会科教育専修	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	地理歴史，公民
		数学教育専修	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学

教育学研究科	教科教育専攻	理科教育専修	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
		音楽教育専修	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	音楽
			高等学校教諭専修免許状	音楽
		美術教育専修	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	美術
			高等学校教諭専修免許状	美術
		保健体育専修	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	保健体育
			高等学校教諭専修免許状	保健体育
		技術教育専修	中学校教諭専修免許状	技術
			高等学校教諭専修免許状	工業
		家政教育専修	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	家庭
			高等学校教諭専修免許状	家庭
		英語教育専修	中学校教諭専修免許状	英語
			高等学校教諭専修免許状	英語
工学研究科	機械工学専攻		高等学校教諭専修免許状	工業
	電気電子工学専攻		高等学校教諭専修免許状	工業
	分子素材工学専攻		高等学校教諭専修免許状	理科
	建築学専攻		高等学校教諭専修免許状	工業
	情報工学専攻		高等学校教諭専修免許状	工業
	物理工学専攻		高等学校教諭専修免許状	理科
生物資源学 研 究 科	資源循環学専攻		高等学校教諭専修免許状	理科，農業
	共生環境学専攻		高等学校教諭専修免許状	理科，農業
	生物圏生命科学専攻		高等学校教諭専修免許状	理科，農業，水産

別表第2（第54条関係）

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
修士課程及び博士 前期課程の学生	平成11年度以降の入学生 年額 535,800円	282,000円	30,000円
博士課程及び博士 後期課程の学生	平成11年度以降の入学生 年額 520,800円		

2) 三重大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、三重大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位授与)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与)

第4条 修士の学位は、本学大学院修士課程（工学研究科、生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科においては、博士前期課程をいう。以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

(博士の学位授与)

第5条 博士の学位は、本学大学院博士課程（工学研究科、生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科においては、博士後期課程をいう。以下「博士課程」という。）を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認（以下「学力の確認」という。）された者に、博士の学位を授与する。

(学位論文の提出による学位の申請等)

第6条 前条第2項の規定により学位の申請をしようとする者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨、履歴書及び別表第1に定める学位論文審査手数料の額を添え、研究科長を経て、学長に提出するものとする。ただし、博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位の申請をする場合には、学位論文審査手数料を免除する。

2 納付した学位論文審査手数料は、返還しない。

第7条 学長は、学位論文を受理したときは、当該研究科委員会に審査を付託するものとする。

第8条 学力の確認は、専攻の学術に関し、博士課程修了者と同等以上の学識並びに研究能力について、口答及び筆答によって行う。この場合外国語に2種類を課する。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、1種類とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、研究科所定の年限内に学位論文を提出し、学位の申請をするときは、学力の確認を免除することができる。

第9条 学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

第10条 学位論文の審査及び学力の確認等については、三重大学大学院学則第37条第3項から第5項まで、第39条及び第41条から第43条までの規定を準用する。この場合において、「最終試験」を「学力の確認」と読み替えるものとする。

(学位記の授与)

第11条 学長は、第3条から第5条までの規定による者に対して、所定の学位記を授与する。

2 学長は、第6条の規定により学位の申請をした者のうち、学位を授与できない者には、その旨を通知す

る。

(専攻分野の名称)

第12条 授与する学位には、次のとおり専攻分野を付記するものとする。

学位の別	学部・学科・研究科等の別		専攻分野
学 士	人文学部	文化学科	人文科学
		法律経済学科	法律経済
	教育学部		教育学
	医学部	医学科	医学
		看護学科	看護学
	工学部		工学
修 士	生物資源学部		生物資源学
	人文社会科学研究科	地域文化論専攻	人文科学
		社会科学専攻	社会科学
	教育学研究科		教育学
	医学系研究科	医科学専攻	医科学
		看護学専攻	看護学
	工学研究科(博士前期課程)		工学
博 士	生物資源学研究科(博士前期課程)		生物資源学
	地域イノベーション学研究科(博士前期課程)		学術
	医学系研究科		医学
	工学研究科(博士後期課程)		工学
	生物資源学研究科(博士後期課程)		学術
博 士	地域イノベーション学研究科(博士後期課程)		学術

(学位授与の報告)

第13条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則第12条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文の要旨等の公表)

第14条 博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、すでに印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の印刷公表は、やむを得ない理由がある場合は、学長の承認を受けて、当該論文の全体に代えて、その内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第16条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、三重大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名譽を汚す行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会又は研究科委員会が、前項の議決を行うときは、構成員（休職者、海外渡航中の者及び内地研究員を除く。）の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の賛成がなければならない。

（学位記の様式）

第18条 学位記の様式は、別表第2のとおりとする。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、教授会又は研究科委員会が、学長の承認を得て定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の規則第12条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に人文学部社会科学科に在学する者（平成20年度及び平成21年度に当該学科に編入学する者を含む。）に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

学位論文審査手数料
57,000円

別表第2（第18条関係）

学位記様式（本学を卒業した場合）

○第 号	年 月 日	ので学士（○○）の学位を授与する	本学○○学部 又は ○○学科所定 の課程を修め本学を卒業した 所 定	氏 名 年 月 日生	学 位 記
	三 重 大 学 印				

学位記様式（修士課程を修了した場合）

○修第 号	年 月 日	ので修士（○○）の学位を授与する	本学大学院○学研究科○○専攻の 修士課程 又は 博士前期課程 を修了した	氏 名 年 月 日生	学 位 記
	三 重 大 学 印				

備考 様式中「○○専攻」の記載については、研究科において必要がないと認めた場合は、省略することができるものとする。

学位記		氏名		年 月 日生	
博士課程		又は		専攻の	
博士後期課程		を修了した		本学大学院○学研究科○	
ので博士(○○○)の学位を授与する					
年 月 日		三 重 大 学		○博甲第 号	
		印			

学位記					
氏名	年	月	日生		
本学に學位論文を提出し所定の審査及び試験に合格した					
ので博士(○○)の學位を授与する					
年	月	日			
三重大学					
○博乙第号					
[印]					

3. 三重大学大学院医学系研究科規程

1) 三重大学大学院医学系研究科規程

(趣旨)

第1条 三重大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、三重大学大学院学則及び三重大学学位規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(研究科の目的)

第1条の2 研究科は、豊かな独創性と使命感を持って医学・看護学を発展させ、地域及び国際社会において指導性を発揮する人材を養成すること、さらに、優れた研究成果を世界に発信することによって、人類の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(専攻の目的)

第1条の3 修士課程医科学専攻は、生命科学・医科学の理論と応用の教育・研究により、医学や医療産業に貢献する優れた研究・実践能力を有する人材を育成することを目的とする。

2 修士課程看護学専攻は、看護学の理論と応用を教育・研究することによって、社会のニーズに沿った保健・医療・福祉の向上に寄与するとともに、看護の発展に貢献する高度な専門性を備えた人材を育成することを目的とする。

3 博士課程生命医科学専攻（以下「博士課程」という。）は、生命科学・医科学の理論と応用の教育・研究により、地域及び国際社会において指導性を発揮する人材を養成し、かつ、優れた研究成果を世界に発信することを目的とする。

(入学者の選考)

第2条 入学者の選考は、学力試験及び成績証明書等を総合して行う。

2 前項の選考方法、時期等については、そのつど定める。

(指導大学教員)

第3条 研究科の教育、研究及び論文の指導のため、指導大学教員を置く。ただし、必要があるときは、副指導大学教員を置くことができる。

2 研究科の指導大学教員は、当該課程担当の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、准教授又は別に定める者をもって充てることができる。

(授業科目及び単位)

第4条 研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、修士課程医科学専攻は、別表第1、修士課程看護学専攻は、別表第2、博士課程は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程におけるがんプロフェッショナル養成プランに基づく授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。

(履修方法)

第5条 修士課程医科学専攻の学生は、専攻の授業科目について、別表第1に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

2 修士課程看護学専攻の学生は、専攻の授業科目について、指導大学教員の指導により、次の各号の区分に従い、30単位以上を修得しなければならない。

一 必修科目14単位

二 選択科目16単位以上

3 博士課程の学生は、専攻の授業科目について、別表第3及び別表第4に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

4 学生の履修に関する特例は、別に定める。

(履修科目の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を、毎学期の始めの所定の期日までに、研究科長に届出なければならない。

2 前項の届出後は、原則として授業科目を変更することはできない。

(単位の認定)

第7条 各授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業科目担当大学教員が行う。

(試験)

第8条 試験は筆答又は口答とし、授業科目の終了する学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては、適当な時期に行うことがある。

(追試験及び再試験)

第9条 学生が、疾病その他やむを得ない理由により、正規の試験を受けることができなかった場合は、願出により、追試験を行うことがある。

2 学生は、不合格となった授業科目について1回限り、再試験を受けることができる。

(成績)

第10条 履修した授業科目の成績は、AA, A, B, C, Dの評語で表わし、AA, A, B, Cを合格、Dを不合格とする。

(論文提出資格)

第11条 修士課程医科学専攻の学生で、研究科に所定の期間在学し、別表第1に定める履修方法により、授業科目30単位以上を修得した者又は修得見込みの者は、別に定める期日までに学位論文を提出することができる。

2 修士課程看護学専攻の学生で、研究科に所定の期間在学し、第5条第2項に定める区分に従い、別表第2に定める授業科目30単位以上を修得した者又は修得見込みの者は、別に定める期日までに学位論文を提出することができる。

3 博士課程の学生で、研究科に所定の期間在学し、別表第3及び別表第4に定める履修方法により、授業科目30単位以上を修得した者又は修得見込みの者は、別に定める期日までに学位論文を提出することができる。

4 前項の規定にかかわらず、本学大学院学則第45条の規定により、学位授与を申請する者は、学位論文を提出することができる。

5 前項の申請者の資格その他については、別に定める。

(最終試験)

第12条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、学位論文を中心として筆答又は口答により行う。

(再入学及び転入学)

第13条 本学大学院学則第22条の規定により、再入学又は転入学を志望する者の選考は、研究科教授会で行う。

2 前項の選考方法は、研究科教授会で定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会で定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者は、第4条の規定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度以前の入学者は、第4条の規定については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程第10条、別表第1及び別表第3の規定については、平成18年度以前の入学者は、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第3及び別表第4の規定については、平成19年度以前の入学者は、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第2、別表第3及び別表第4の規定については、平成20年度以前の入学者は、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年7月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程別表第4の規定については、平成20年度以前の入学者は、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第1、別表第3及び別表第4の規定については、平成21年度以前の入学者は、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は，平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第 3 の規定については，平成 22 年 9 月以前の入学者は，従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第 2 及び別表第 3 の規定については，平成 22 年度以前の入学者は，従前の例によるものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

授業科目及び単位数

専 攻	授 業 科 目		単位数	備 考
医 科 学	必 修	医科学概論	2	履修方法 必修科目 23 単位と選択科目から 7 単位以上，合計 30 単位以上を履修する。
		人体形態学	2	
		人体機能学	2	
		病理・病態学	2	
		社会医学	2	
		分子医科学	2	
		環境生命科学	1	
		臨床医学概論	2	
		医科学演習	4	
		医科学特別研究	4	
	選 択	免疫学	2	
		ゲノム創薬科学Ⅰ	1	
		ゲノム創薬科学Ⅱ	1	
		臨床薬理・薬剤学	2	
		高度先進医療学	2	
		生命科学特論	2	
		医療工学・情報学特論	2	
		人体形態学実習	1	
		分子医科学実習	1	
		基礎生体科学	1	
		先端医学医療セミナー	2	
		バイオ・メディカル経営学Ⅰ	1	
		バイオ・メディカル経営学Ⅱ	1	
		バイオ・メディカル経営学実習	1	

別表第2（第4条関係）

授業科目及び単位数

専攻	授業科目		単位数
看護学	必修	看護理論	2
		看護研究法	2
		看護学特別研究	10
		看護学課題研究	6
	選択	看護倫理	2
		看護教育学	2
		看護情報統計学	2
		国際比較看護論	2
		フィジカルアセスメント	2
		看護病態機能学Ⅰ	2
		看護病態機能学Ⅱ	2
		看護コンサルテーション論	2
		看護学セミナー	2
		看護管理学Ⅰ	2
		看護管理学Ⅱ	2
		看護管理学Ⅲ	2
		看護管理学Ⅳ	2
		実践基礎看護学Ⅰ	2
		実践基礎看護学Ⅱ	2
		実践基礎看護学Ⅲ	2
		実践基礎看護学Ⅳ	2
		がん看護対象論Ⅰ	2
		がん看護対象論Ⅱ	2
		がん看護対象論Ⅲ	2
		がん看護援助論Ⅰ	2
		がん看護援助論Ⅱ	2
		がん看護援助論Ⅲ	2
		がん看護実習Ⅰ	2
		がん看護実習Ⅱ	5
		クリティカルケア看護対象論Ⅰ	2
		クリティカルケア看護対象論Ⅱ	2
		クリティカルケア看護援助論Ⅰ	2
		クリティカルケア看護援助論Ⅱ	2
		母性看護・助産学対象論Ⅰ	2
		母性看護・助産学対象論Ⅱ	2
		母性看護・助産学援助論Ⅰ	2
		母性看護・助産学援助論Ⅱ	2
		小児看護学対象論	2
		小児看護学援助論	2
		小児看護学特論Ⅰ	2
		小児看護学特論Ⅱ	2
		老年看護学対象論Ⅰ	2
		老年看護学対象論Ⅱ	2
		老年看護学援助論Ⅰ	2
		老年看護学援助論Ⅱ	2
		高齢者ケアシステム論Ⅰ	2
		高齢者ケアシステム論Ⅱ	2
		老年看護実習Ⅰ	2
		老年看護実習Ⅱ	4
		精神看護学対象論	2
		精神看護学援助論	2
		リエゾン精神看護	2
		精神看護学特論	2
		地域看護学対象論Ⅰ	2
		地域看護学対象論Ⅱ	2
		地域看護学援助論Ⅰ	2
		地域看護学援助論Ⅱ	2
		地域保健政策論	2
		地域保健調査論	2

表第3（第4条関係）

授業科目及び単位数

専攻	講座等区分	授業科目	単位数	備考
生命科学医科	共通科目	生命医科学特論Ⅰ	2	履修方法 1) 所属教育研究分野の演習及び実験・実習Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ各6単位計18単位を, 原則として3年次までに履修する。演習及び実験・実習Ⅱ, Ⅲの受講は, 原則として, それぞれ演習及び実験・実習Ⅰ, Ⅱの履修後に可能となる。 2) 指導大学教員の指導により, 共通科目から6単位以上並びに所属以外の教育研究分野の演習及び実験・実習から6単位以上を履修する。 合計30単位以上を修得するものとする。 (*) 1) 各教育研究分野の演習及び実験・実習は, 演習3単位, 実験・実習3単位から構成され計6単位となる。 2) 留学生セミナーは, 日本人の学生も履修可能な科目とする。
		生命医科学特論Ⅱ	2	
		臨床医科学特論Ⅰ	2	
		臨床医科学特論Ⅱ	2	
		臨床研究特論	2	
		大学院セミナー	2	
		生体侵襲ダイナミクス	2	
		留学生セミナー	2	
	演習及び実験・実習	薬理ゲノミクスⅠ, Ⅱ, Ⅲ	6*	
		機能プロテオミクスⅠ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		動物機能ゲノミクスⅠ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		遺伝子病態制御学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		修復再生生理学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		発生再生医学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		幹細胞発生学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		神経再生医学・細胞情報学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		システム神経科学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		眼科学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		神経病態内科学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		脳神経外科学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		精神神経科学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		先進的脳血管内治療学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		認知症医療学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		分子病態学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		免疫学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		感染症制御医学・分子遺伝学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		医動物・感染医学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		麻酔集中治療学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		臨床麻酔学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		小児科学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		新生児学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		成育医学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		腫瘍病理学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		皮膚科学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		免疫制御学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		検査医学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		生殖病態生理学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		腫瘍集学治療学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		臨床薬剤学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		遺伝子・免疫細胞治療学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		がんワクチン治療学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	
		臨床創薬学Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ	6	

専攻	講座等 区分	授業科目	単位数	備考
生命医科学	病態制御医学講座	循環器・腎臓内科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		消化器内科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		呼吸器内科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		代謝内分泌内科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		血液・腫瘍内科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		病態解析内科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		放射線医学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
	演習及び実験	肝胆膵・移植外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		乳腺外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		消化管・小児外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		女性骨盤外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		腎泌尿器外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		胸部心臓血管外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		運動器外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		口腔・顎顔面外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		耳鼻咽喉・頭頸部外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		先端的外科技術開発学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		スポーツ整形外科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		脊椎外科・医用工学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
	環境社会医学講座	環境分子医学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		公衆衛生・産業医学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		労働安全衛生学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		成育社会医学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		法医学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		医療情報学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		家庭医療学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		国際医療学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		救急災害医学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		医学医療教育学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		医療管理学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		トランスレーショナル医科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		健康増進・予防医療学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		ストレス科学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	
		地域医療学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6	

別表第4（第4条関係）

授業科目及び単位数

	コース等区分		授業科目	単位数	備 考
	コース	科目			
生命医科学専攻・がんプロフェッショナル養成プラン	コース共通		臨床腫瘍学総論	2	履修方法 1) コース共通科目6単位を、原則として3年次までに履修する。 コース共通科目は、臨床腫瘍学総論 2単位 臨床腫瘍学各論は4単位とする。 2) 1年次に指導大学教員の指導により、所属コースの分野科目（演習及び実験・実習）から2科目を選択し、分野科目（演習及び実験・実習）A、B各6単位計24単位を、原則として3年次までに履修する。分野科目（演習及び実験・実習）Bの受講は、原則として、それぞれ分野科目（演習及び実験・実習）Aの履修後に可能となる。 合計30単位以上を修得するものとする。 （*）各コースの分野科目（演習及び実験・実習）は、演習3単位、実験・実習3単位から構成され計6単位となる。
			臨床腫瘍学各論	4	
	分野科目（演習及び実験・実習）	がん薬物療法医コース	造血内科学A、B	6*	
			腫瘍内科学A、B	6	
			呼吸器内科学A、B	6	
			消化器内科学A、B	6	
			小児科学A、B	6	
			皮膚科学A、B	6	
			女性骨盤外科学A、B	6	
			腫瘍集学治療学A、B	6	
			脳神経外科学A、B	6	
			肝胆膵・移植外科学A、B	6	
			乳腺外科学A、B	6	
			消化管・小児外科学A、B	6	
			腎泌尿器外科学A、B	6	
			胸部心臓血管外科学A、B	6	
			口腔・顎顔面外科学A、B	6	
			耳鼻咽喉・頭頸部外科学A、B	6	
		放射線治療医コース	放射線診断学A、B	6	
			放射線治療学A、B	6	
			臨床放射線医学A、B	6	
			がんの集学的治療A、B	6	
		婦人科腫瘍専門医コース	放射線腫瘍学A、B	6	
			高精度放射線治療学、小線源治療A、B	6	
			女性骨盤外科学A、B	6	
			婦人腫瘍学総論A、B	6	
			婦人科腫瘍手術学A、B	6	
		乳腺専門医コース	婦人科病理学A、B	6	
			腎泌尿器外科学A、B	6	
			乳腺腫瘍学総論A、B	6	
			乳腺外科学A、B	6	
		がん専門薬剤師コース	乳腺疾患の診断A、B	6	
			乳癌の集学的治療A、B	6	
	がん専門薬剤師コース		臨床薬理学A、B	6	
			腫瘍薬理学A、B	6	

2) 三重大学大学院医学系研究科履修細則

第1条 医学系研究科における授業科目の履修については、本学大学院学則及び医学系研究科規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第2条 授業の方法は、次のとおりとする。

- 一 講義 普通講義のほか、特別講義（大学院セミナーを含む。）、抄読会、臨床報告会、集談会等に出席したときは、講義として取扱う。
 - 二 演習 普通演習のほか、文献照合又は抄読会において抄読を担当したとき、臨床報告会において報告を担当したとき、集談会、学会等において研究発表をしたときは、演習として取扱う。
 - 三 実験実習 実験実習のほか、臨床検査、手術（見学を含む。）、診療、現地調査、剖検（見学を含む。）等のときは、実験実習とみなす。
- 2 学生が他の教育研究分野の科目を受講したときは、指導大学教員の承認を得て、所属教育研究分野の履修時間とみなし、これを算入することができる。
- 3 教育研究分野の行う学生の実験実習を補助したときは、指導大学教員の承認を得て、当該教育研究分野の実験実習の時間とみなすことができる。

第3条 授業科目の講義、演習、実験実習の単位の計算方法は、本学学則第62条の規定に定めるところによる。

第4条 博士課程生命医科学専攻において修得すべき単位は、原則として、3年次までに修得するものとする。ただし、本学大学院学則第25条に定める教育方法の特例の適用を受ける学生については、この限りでない。

- 2 修士課程医科学専攻において修得すべき単位は、課程修了までに修得するものとする。
- 3 修士課程看護学専攻において修得すべき単位は、指導大学教員の指導の下に立てた履修計画に従って、課程修了までに修得するものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の細則第4条第1項の規定については、平成17年度以降の入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、従前の例によるものとする。

3) 医科学・生命医科学専攻規程

(1) 三重大学大学院医学系研究科学位審査内規

(趣旨)

第1条 三重大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）学位審査に関する事項は、三重大学大学院学則（以下「学則」という。）、三重大学学位規則及び三重大学大学院医学系研究科規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(研究科単位修得者又は同見込みの者)

第2条 研究科所定の単位を修得し、所定の年限以上在学した者（同見込みの者を含む。）（以下「単位修得者等」という。）の学位審査に関することは、次のとおりとする。

一 学位申請者の資格、学位論文提出時期及び学位授与の時期

イ 学位申請者の資格

- (1) 研究科第4年次に在学する単位修得者等。ただし、在学期間が4年を超えている場合は、学位授与の日まで在学する者
- (2) 研究科第3年次又は第4年次に在学し、別に定めるところにより、学則第36条第3項ただし書の規定の適用を受ける者
- (3) 研究科に4年以上在学した単位修得者で、退学後、3年以内に学位授与見込みの者

ロ 学位論文提出時期

- (1) イの(1)及び(3)に該当する者は毎月
- (2) イの(2)に該当する者は別に定める時期

ハ 学位授与の時期

学位の授与は、3月、7月、9月及び12月とする。

二 提出書類

学位申請者は、次に掲げる書類を指導入学教員を経て、研究科長に提出するものとする。

イ 学位論文審査願 1通

ロ 履歴書 3通

ハ 論文目録 5通（論文題名が外国語の場合は邦訳を付すること。）

ニ 学位論文（主論文） 3通

学位論文（前号イの(2)に該当する者の学位論文は別に定める。）は、「CURRENT CONTENTS」、「Pub Med」及び「SCI (SCIENCE CITATION INDEX, expanded版を含む)」のいずれかに掲載されている学術雑誌に英語で印刷公表されたもの（受理されたものを含む。）とし、当該論文が共著の場合は、申請者が筆頭著者であり、当該論文を学位論文とすることについての共著者の同意書が添付されたものに限る。

なお、Online Journalも同様の取扱いとする。

ホ 参考論文 原則として提出を求めない。ただし、主論文に直接関係するものに限り提出することが

できる。 各3通

ヘ 学位論文（主論文）の要旨（2,000字以内） 5通

三 審査委員会

イ 審査委員会（以下この条において「委員会」という。）は、研究科教授会において選出された教授3名（主査1名、副査2名）の委員により構成する。

ロ 主論文の共著者は、委員になることができない。

ハ 指導大学教員は、主査及び副査になることができない。

ニ 主査は、すみやかに委員会を招集し、委員会は、単位修得者等の学位論文を審査する。

ホ 委員会は、委員全員の出席がなければ成立しない。

ヘ 委員会は、必要に応じて大学院授業担当大学教員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

ト 委員会は、学位論文の審査に際し、別に定めるところにより、公開による学位論文発表会（以下「公開審査会」という。）を行う。

チ 委員会は、学位論文の審査終了後、学位申請者に対して学位論文を中心として、これに関連ある科目について最終試験の試問を行う。

リ 委員会は、学位論文審査報告書（「学位論文審査結果の要旨」及び「最終試験の結果の要旨」）を研究科長に提出する。

（1）各委員は、「学位論文審査結果の要旨」に学位論文の価値に関する委員会の判定理由及び判定結果（1,200字以内）を記入し、それぞれ署名押印する。

（2）各委員は、「最終試験の結果の要旨」に必要事項を記入し、それぞれ署名押印する。

四 研究科教授会における学位審査

イ 研究科教授会は、学位申請書類が提出されたときは、「学位論文提出資格審査資料及び学位論文審査資料」、「論文目録」及び「学位論文の要旨」により、当該学位論文の受理について審議する。

ロ 研究科長は、委員会の報告に基づき、学位論文審査報告書を、学位審査に関する研究科教授会の開催10日前に、研究科教授会構成員に配布し、研究科教授会は、これらの資料に基づき学位論文の審査及び最終試験の可否について議決する。

（学位論文提出により学位を申請する者）

第3条 研究科を経ないで学位論文を提出する者の学位審査に関することは、次のとおりとする。

一 学位申請者の資格、学位論文提出時期及び学位授与の時期

イ 学位申請者の資格については、別に定める。

ロ 学位論文提出時期は、毎月とする。

ハ 学位の授与は、3月、7月、9月及び12月とする。

二 提出書類及び学位論文審査手数料

学位申請者は、次に掲げる書類を指導大学教員の承認の後、学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

ただし、研究科に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位の申請をする場合には、学位論文審査手数料を免除する。

- イ 学位申請書 1通
- ロ 履歴書 3通
- ハ 論文目録 5通（論文題名が外国語の場合は邦訳を付すること。）
- ニ 学位論文（主論文） 3通

学位論文は、「CURRENT CONTENTS」,「Pub Med」及び「SCI (SCIENCE CITATION INDEX, expanded版を含む)」のいずれかに掲載されている学術雑誌に英語で印刷公表されたもの（受理されたものを含む。）とし、当該論文が共著の場合は、申請者が筆頭著者であり、当該論文を学位論文とすることについての共著者の同意書が添付されたものに限る。

なお、Online Journalも同様の取扱いとする。

- ホ 参考論文 原則として提出を求めない。ただし、主論文に直接関係するものに限り提出することができる。 各3通
- ヘ 学位論文（主論文）の要旨（2,000字以内） 5通
- ト 大学（本学部卒業者を除く。）卒業者は卒業証明書 1通
- チ 大学院（研究科を除く。）単位修得者はその証明書 1通
- リ 本学医学部以外における研究歴については、当該研究機関の長が発行する研究歴証明書 1通
- ヌ 戸籍抄本 1通

三 審査委員会

- イ 審査委員会（以下この条において「委員会」という。）は、研究科教授会において選出された教授3名（主査1名、副査2名）の委員により構成する。
- ロ 主論文の共著者は、委員になることができない。
- ハ 指導大学教員は、主査及び副査になることができない。
- ニ 主査は、すみやかに委員会を招集し、委員会は、学位論文提出による学位申請者の学位論文を審査する。
- ホ 委員会は、委員全員の出席がなければ成立しない。
- ヘ 委員会は、必要に応じて研究科教授会構成員以外の大学教員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- ト 委員会は、学位論文の審査に際し、公開審査会を行う。
- チ 委員会は、学位申請者に対して、学位論文及び専攻の学術に関し、研究科修了者と同等以上の学識及び研究能力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）するための試問を行う。
- リ 委員会は、学位論文審査報告書（「学位論文審査結果の要旨」及び「学力確認の結果の要旨」）を研究科長に提出する。
 - (1) 各委員は、「学位論文審査結果の要旨」に学位論文の価値に関する委員会の判定理由及び判定結果（1,200字以内）を記入し、それぞれ署名押印する。
 - (2) 各委員は、「学力確認の結果の要旨」に必要事項を記入し、それぞれ署名押印する。

四 研究科教授会における学位審査

イ 研究科教授会は、学位申請書類が提出されたときは、「学位論文提出資格審査資料及び学位論文審査資料」、「論文目録」及び「学位論文の要旨」により、当該学位論文の受理について審議する。

ロ 研究科長は、委員会の報告に基づき、学位論文審査報告書を、学位審査に関する研究科教授会の開催10日前に、研究科教授会構成員に配布し、研究科教授は、これらの資料に基づき学位論文の審査及び学力の確認について議決する。

(雑則)

第4条 研究科における学位審査に関する事項で、この内規によりがたい場合は、その都度研究科教授会で定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年6月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月14日から施行する。

(2) 大学院における在学期間の特例の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学大学院学則第36条第3項ただし書の規定に基づき、三重大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）における、在学期間の特例に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(優れた研究業績を上げた者と認める基準)

第2条 研究科に3年以上（休学期間を除く。）在学し、在学中の成績が特に優秀であり、高度の研究能力及び豊かな学識を有している者で、次の各号に該当する者は、医学系研究科教授会において、三重大学大学院学則第36条第3項ただし書に定める「優れた研究業績を上げた者」とすることができる。

- 一 学位論文（主論文）が、権威ある国際的な欧文学術雑誌に発表されたもの（受理されたものを含む。）であること。ただし、当該論文が共著である場合は、申請者が筆頭著者のもので、その論文を学位論文とすることについての共著者の同意書が添付されたものに限る。
- 二 参考論文を3編以上有していること。
- 三 所定の単位を修得していること。
- 四 所属講座等の教授の推薦があること。

2 前項の規定のうち、第1号及び第2号以外の規定に該当する者で、同2号と同等以上の優れた研究業績等を有する者は、三重大学大学院学則第36条第3項ただし書に定める「優れた研究業績を上げた者」とすることができる。

(学位論文提出時期及び学位授与の時期)

第3条 前条の規定に該当する見込みの者の論文提出時期は、4月入学者にあっては、第3年次に在学する年度の11月から3月まで及び第4年次に在学する年度の4月から10月までとし、10月入学者にあっては、第3年次に在学する年度の6月から9月まで及び第4年次に在学する年度の10月から5月までとする。

- 一 学位の授与は、4月入学者にあっては、第3年次に在学する年度の学位論文提出時期11月から1月までは3月、2月から3月まで及び第4年次に在学する年度の4月から5月までは7月、6月は9月、7月から10月までは12月とし、10月入学者にあっては、第3年次に在学する年度の学位論文提出時期6月は9月、7月から9月まで及び第4年次に在学する年度の10月は12月、11月から1月までは3月、2月から5月は7月とする。

(雑則)

第4条 在学期間の特例の取扱いに関し、この内規によりがたい場合は、その都度医学系研究科教授会で定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年7月8日から施行する。

(3) 三重大学大学院医学系研究科医科学専攻（修士課程）の学位審査内規

（趣旨）

第1条 三重大学大学院医学系研究科医科学専攻（修士課程）（以下「医科学専攻（修士課程）」という。）学位審査に関する事項は、三重大学大学院学則、三重大学学位規則及び三重大学大学院医学系研究科規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

（研究科学位修得者又は同見込みの者）

第2条 研究科所定の単位を修得し、所定の年限以上在学した者（同見込みの者を含む。）（以下「単位修得者等」という。）の学位審査に関することは、次のとおりとする。

一 学位申請者の資格、学位論文提出時期、審査期間、学位授与の時期及び論文の保管

イ 学位申請者の資格

- (1) 医科学専攻（修士課程）第2年次に在学する単位修得者等。ただし、在学期間が2年を越えている場合は、学位授与の日まで在学する者。
- (2) 医科学専攻（修士課程）第2年次に在学し、別に定めるところにより、大学院学則第36条第1項ただし書の規程の適用を受ける者。

ロ 学位論文提出時期

イの(1)及び(2)に該当する者は修了年度の1月末日又は6月末日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日）を締切として提出する。

ハ 審査期間

学位論文の審査及び最終試験は、学位論文の提出締切後1ヶ月以内に行うものとする。

ニ 学位授与の時期

学位の授与は、特別の場合を除き、3月又は9月とする。

ホ 論文の保管

学位論文審査終了後、完成された論文を正本として、医学部図書館に保管するものとする。

二 提出書類

学位申請者は、次に掲げる書類を指導大学教員を経て、研究科長に提出するものとする。

イ 学位論文題目届 1部

ロ 学位論文審査願 1部

ハ 論文目録 3部（論文題名が外国語の場合は邦訳を付すること。）

ニ 学位論文 3部

ホ 学位論文要旨（2,000字以内）3部

三 審査委員会

イ 審査委員会（以下この条において「委員会」という。）は、研究科教授会において選出された教授3名（主査1名、副査2名）の委員により構成する。ただし、指導大学教員は審査委員になることができない。

ロ 主査は、すみやかに委員会を招集し、委員会は、単位修得者等の学位論文を審査する。

ハ 委員会は、委員全員の出席がなければ成立しない。

ニ 委員会は、必要に応じて大学院授業担当大学教員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

ホ 委員会は、学位論文の審査に際し、原則として、公開による学位論文発表会を行うものとする。

ヘ 委員会は、「学位論文の審査要旨」及び「学位論文の審査及び最終試験結果報告書」により研究科長に報告しなければならない。

四 研究科教授会における学位審査

研究科教授会は、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づき、審議し、合否を決定する。

(雑則)

第3条 医科学専攻（修士課程）における学位審査に関する事項で、この内規によりがたい場合は、その都度研究科教授会で定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年7月8日から施行する。

(4) 三重大学大学院医学系研究科修士課程医科学専攻及び博士課程生命医科学専攻における指導大学教員に関する申合せ

- 第1 医科学専攻（修士）・生命医科学専攻（博士）大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）は、三重大学大学院医学系研究科修士課程医科学専攻にあつては、大学院生の入学後1年次の前期終了までにこの申合せに従って指導大学教員を決定するものとする。
- 2 博士課程生命医科学専攻の指導大学教員は、大学院生が受験した教育研究分野の大学教員と大学院生の合意に基づき、この申合せに従って入学時に定めるものとする。
- 第2 指導大学教員は、三重大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）の専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、専任の准教授又は次の各号に掲げる者をもって充てることができる。
- 一 三重大学の専任の大学教員であつて、医学系研究科を兼務する教授。ただし、必要があるときは、兼務の准教授をもって充てることができる。
 - 二 三重大学大学院医学系研究科の連携大学院方式実施要項第3に基づく連携教授（以下「連携教授」という。）
 - 三 連携教授を除く三重大学の専任以外の大学教員であつて、医学系研究科を兼務する者のうち、大学院委員会において専任の教授又は准教授と同等以上と認められた者
 - 四 医学系研究科の大学教員（教授又は准教授に限る。）から三重大学理事（以下「理事」という。）に任命された場合であつて、医学系研究科を兼務する理事
- 第3 指導大学教員のうち、医学系研究科の専任の教授、三重大学の専任の大学教員であつて医学系研究科を兼務する教授、連携教授又は第2第3号のうち専任の教授と同等以上と認められた者は、主査及び副査になることができる。
- 第4 修士課程医科学専攻においては、大学院生の在籍する教育研究分野の教授、准教授又は講座代理は、様式1による指導大学教員届を大学院委員会の委員長に提出するものとし、大学院委員会において承認する。博士課程生命医科学専攻においては、研究題目届を提出し、指導大学教員届の提出は必要としない。
- 2 指導大学教員を変更する場合は、様式2による指導大学教員変更届を提出するものとし、大学院委員会において承認する。
- 第5 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、大学院委員会が定める。

付 記

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。

付 記

この申合せは、平成21年3月11日から実施する。

(5) 医科学専攻の修士論文指導計画について

1. 医科学専攻について

医科学専攻は修業年限2年間の修士課程です。医科学専攻の目的は、「生命科学・医科学の理論と応用の教育・研究により、医学や医療産業に貢献する優れた研究・実践能力を有する人材を育成すること」です。2年の間に、生命科学・医科学の研究を行ったり、それと関連した産業で働くために役立つ専門的な知識や能力を身につけることを目指します。

学生は、生命科学や医学の講義で基礎知識を修得するとともに、医科学演習、医科学特別研究で希望の研究室（教育研究分野）に所属し、指導大学教員の指導の下に研究を行い、修士論文の作成を行います。

2. スケジュールの概略

（1年次）

- 4月1週 医科学専攻修士課程ガイダンス
- 4月～7月 講義
- 4月～7月 教育研究分野届提出、研究室配属、研究開始
(遅くとも7月末まで)

（2年次）

- 8月下旬 博士課程入学試験
- 1月下旬 修士論文提出
- 1月下旬 博士課程入学試験
- 2月中旬 修士論文発表会、審査試験

3. 指導大学教員の決定と学位研究の開始

各自で、希望する研究室（教育研究分野）の指導大学教員と話し合いのうえ、所属する研究室を決定すること。遅くとも前期の終わり（7月末）までには教育研究分野の決定届を提出して下さい。所属する研究室を決めるのが早いほど、早く研究を開始し、余裕をもって修士論文を作成することができます。

研究の指導は、所属した研究室の指導大学教員が行います。研究テーマや研究方法、実験の計画など、指導大学教員とよく相談して、その指導の下に研究や論文作成を行って下さい。

4. 修士論文審査試験

修士論文の提出締切は例年1月下旬です。論文作成の指導も指導大学教員の先生が行います。論文提出後、2月中旬には、研究科教授会の選出した指導大学教員を含まない3名の主査・副査による査読と審査会が開催されます。一人20分程度の発表および質疑応答が行われ、合格・不合格が決定されます。

5. 博士課程入学試験

修士課程から博士課程への進学される方がみえます。博士課程の入学試験は、例年、8月および翌年1月に行われています。

医科学専攻の修士論文指導計画について（10月入学版）

1. 医科学専攻について

医科学専攻は修業年限2年間の修士課程です。医科学専攻の目的は、「生命科学・医科学の理論と応用の教育・研究により、医学や医療産業に貢献する優れた研究・実践能力を有する人材を育成すること」です。2年の間に、生命科学・医科学の研究を行ったり、それと関連した産業で働くために役立つ専門的な知識や能力を身につけることを目指します。

学生は、生命科学や医学の講義で基礎知識を修得するとともに、医科学演習、医科学特別研究で希望の研究室（教育研究分野）に所属し、指導大学教員の指導の下に研究を行い、修士論文の作成を行います。

2. スケジュールの概略

（1年次）

10月1週 医科学専攻修士課程ガイダンス
教育研究分野届提出、研究室配属、研究開始
（遅くとも10月中旬まで）

翌年4月 講義開始（7月末まで）

（2年次）

翌々年1月下旬 博士課程入学試験
6月下旬 修士論文提出
7月中旬 修士論文発表会、審査試験
8月下旬 博士課程入学試験

3. 指導大学教員の決定と学位研究の開始

各自で、入学試験を受験する際に希望する研究室（教育研究分野）の指導大学教員と話し合いのうえ、所属する研究室を決定すること。入学後は、遅くとも10月中旬までには教育研究分野の決定届を提出して下さい。早く研究を開始し、余裕をもって修士論文を作成することができます。

研究の指導は、所属した研究室の指導大学教員が行います。研究テーマや研究方法、実験の計画など、指導大学教員とよく相談して、その指導の下に研究や論文作成を行って下さい。

4. 修士論文審査試験

修士論文の提出締切は例年6月下旬です。論文作成の指導も指導大学教員の先生が行います。論文提出後、7月中旬には、研究科教授会の選出した指導大学教員を含まない3名の主査・副査による査読と審査会が開催されます。一人20分程度の発表および質疑応答が行われ、合格・不合格が決定されます。

5. 博士課程入学試験

修士課程から博士課程への進学される方がみえます。博士課程の入学試験は、例年、8月および翌年1月に行われています。

(6) 医学系研究科大学院（修士課程）医科学専攻修士論文審査基準

医科学専攻における修士論文は、以下の各項目について、論文審査および口頭試問を行うことによって評価し、その結果を総合的に判断して合否を決定する。

1. 研究テーマの設定が適切であり、研究方法が妥当なものであるか。
2. 当該研究がその領域の理論的見地または実証的見地から見て、独自の価値を有するものとなっているか。
3. 論文の記述（序論、方法、結果、考察・将来展望など）が適切であり、結論に至る論理構成が明瞭で妥当であるか。
4. 結論に至る論理構成を支える図、表、文献の引用などが十分かつ適切であるか。
5. 当該研究領域について必要な知識を有し、問題を的確に把握して解明する能力を身につけているか。
6. 外国語文献読解など、研究に必要な外国語能力が、十分なレベルに達しているか。

4) 看護学専攻規程

(1) 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の学位審査内規

（趣旨）

第1条 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）（以下「看護学専攻（修士課程）」という。）学位審査に関する事項は、三重大学大学院学則（「学則」という。）、三重大学学位規則及び三重大学大学院医学系研究科規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

（研究科学位修得者又は同見込みの者）

第2条 研究科所定の単位を修得し、所定の年限以上在学した者（同見込みの者を含む。）（以下「単位修得者等」という。）の学位審査に関することは、次のとおりとする。

一 学位申請者の資格、学位論文提出時期、審査期間、学位授与の時期及び論文の保管

イ 学位申請者の資格

(1) 看護学専攻（修士課程）第2年次に在学する単位修得者等。ただし、在学期間が2年を越えている場合は、学位授与の日まで在学する者。

(2) 看護学専攻（修士課程）第1年次又は第2年次に在学し、別に定めるところにより、学則第36条第1項ただし書の規定の適用を受ける者。

ロ 学位論文提出時期

イの(1)及び(2)に該当する者は修了年度の1月末日又は6月末日（行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日）を締切として提出する。

ハ 審査期間

学位論文の審査及び最終試験は、学位論文の提出締切後1ヶ月以内に行うものとする。

ニ 学位授与の時期

学位の授与は、特別の場合を除き、3月又は9月とする。

ホ 論文の保管

学位論文審査終了後、完成された論文を正本として、医学部図書館に保管するものとする。

二 提出書類

学位申請者は、次に掲げる書類を指導大学教員を経て、研究科長に提出するものとする。

イ 学位論文題目届 1部

ロ 学位論文審査願 1部

ハ 論文目録 3部（論文題名が外国語の場合は邦訳を付すること。）

ニ 学位論文 3部

ホ 学位論文要旨（1,000字以内）3部

三 審査委員会

イ 審査委員会（以下この条において「委員会」という。）は、研究科教授会において選出された主査1名及び副査2名の委員により構成する。ただし、指導大学教員及び副指導大学教員は、主査及び副

査になることができない。

ロ 主査及び副査は、原則として審査を受ける学生の専門分野以外の分野から選出する。

ハ 学位論文の審査にあたり必要があるときは、別に定めるところにより、看護学科の大学教員以外の者に、委員（副査）として協力を求めることができる。

ニ 主査は、すみやかに委員会を招集し、委員会は、単位修得者等の学位論文を審査する。

ホ 委員会は、委員全員の出席がなければ成立しない。

ヘ 委員会は、必要に応じて大学院授業担当大学教員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

ト 委員会は、学位論文の審査に際し、原則として、公開による学位論文発表会を行うものとする。

チ 委員会は、「学位論文の審査要旨」及び「学位論文の審査及び最終試験結果報告書」により研究科長に報告しなければならない。

四 研究科教授会における学位審査

研究科教授会は、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づき、審議し、合否を決定する。

（雑則）

第3条 看護学専攻（修士課程）における学位審査に関する事項で、この内規によりがたい場合は、その都度研究科教授会で定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年6月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年7月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年2月10日から施行する。

(2) 医学系研究科看護学専攻（修士課程）の学位論文審査に関する申合せ

1. 審査委員会について

- 1) 委員の構成は看護学専攻大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）で案を作成し、看護学専攻修士専門委員会で審議する。
- 2) 委員となることのできる者は、看護学科の大学教員のほか、他学科、他学部、他大学院又は研究所等の教員とする。
- 3) 看護学科の大学教員以外の者に、委員として協力を求める場合には、その必要性について、大学院委員会で審議する。

2. 公開審査について

審査委員会は、看護学科全体で定めた審査期間において、主査の責任のもと公開審査を開催する。公開審査は、次のとおりとする。

1) 公開審査の告示

大学院委員会は、公開審査日の3日前までに日時と場所を医学部新医学棟（3階）の学生掲示板に掲示する。

2) 公開審査会場

審査会場は、教員室以外の医学部新医学棟とする。

3) 公開審査時間

公開審査の時間は、1時間以内とする。

4) 公開審査における資料

公開審査においては、プレゼンテーションを行い、傍聴者には論文抄録を用意し、抄録は、公開審査終了後回収する。

5) 公開審査傍聴のための手続き

公開審査に出席を希望する者は、原則として審査前日までに主査に申し出る。また、傍聴希望者は、審査会場入場にあたって、被審査者の著作権擁護についての誓約書に署名する。

6) 公開審査の記録について

公開審査の記録・録音については、被審査者がすべての権利を有するものとする。

3. 修士論文発表会について

- 1) 審査を受け、承認された修士論文については、当該年度の発表会にて発表する。
- 2) 発表会の日時・場所・発表形式等については、掲示又は書面をもって通知する。

付 記

この申合せは、平成22年2月3日から実施する。

(3) 三重大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻における指導大学教員等に関する申合せ

第1 看護学専攻大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）は、大学院生が三重大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻（以下「看護学専攻」という。）に入学後速やかに、この申合せの定めるところにより、各専門分野における指導大学教員及び副指導大学教員を決定するものとする。

第2 指導大学教員には、大学院生が在籍する専門分野の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、准教授をもって充てることができる。

2 前項の規定によりがたい場合は、大学院生が在籍する専門分野以外の専任の教授又は准教授をもって充てることができる。

第3 副指導大学教員は、指導大学教員に協力して、大学院生の指導等に関し、補助的役割を果たすものとする。

第4 副指導大学教員には、看護学専攻を担当する教授又は准教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、専任の講師、あるいは看護学専攻を担当できる教育研究上の能力を有すると認められる学科外の適任者を、兼務教員又は非常勤講師として副指導大学教員に充てることができる。

第5 第2に定める大学教員は、様式1による指導大学教員等届を大学院委員会の委員長に提出するものとし、大学院委員会において承認する。

2 前項の規定によりがたい場合は、大学院委員会は、指導大学教員又は副指導大学教員を決定することができる。

第6 大学院委員会が教育上必要と認める場合は、指導大学教員又は副指導大学教員を変更することができる。変更にあたっては、指導大学教員が様式2による指導大学教員等変更願を大学院委員会の委員長に提出するものとし、大学院委員会において承認する。

2 前項の規定によりがたい場合は、大学院委員会は、指導大学教員又は副指導大学教員の変更を決定することができる。

第7 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、大学院委員会が定める。

付 記

1 この申合せは、平成19年1月24日から実施する。

2 実施日において在学する大学院生については、この申合せ第1の規定にかかわらず、実施後に指導大学教員及び副指導大学教員を決定する。

付 記

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。

(4) 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）における長期履修に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、三重大学大学院学則（以下「学則」という。）第13条第4項の規定に基づき、三重大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）における学則第11条第1項に規定する標準修業年限を越える計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関して必要な事項を定める。

（資格）

第2条 長期履修ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業を有する者
- 二 その他長期履修することが必要と認める者

（申請手続）

第3条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- 一 長期履修申請書（様式第1号）
- 二 在職が確認できる書類
- 三 その他必要と認める書類

（履修期間の変更申請手続）

第4条 長期履修の期間の変更を希望する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- 一 長期履修期間変更申請書（様式第2号）
- 二 その他必要と認める書類

（提出期限）

第5条 第3条に規定する書類の提出期限は、次の各号によるものとする。

- 一 入学志願者は、学生募集要項に定める出願期限とする。
 - 二 在学中の者は、第1年次に在学する者に限り申請を許可するものとし、提出期限は2月1日から2月末日までとする。
- 2 前条に規定する書類の提出期限は、2月末日とする。
 - 3 前2項にかかわらず、当該日が休日等の場合は、その翌日とする。

（許可）

第6条 長期履修の許可及び長期履修の期間の変更の許可は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

- 2 研究科長は、前項の規定により許可を行ったときは、長期履修許可書（様式第3号）又は長期履修期間変更許可書（様式第4号）を申請者に交付する。

（学習計画書）

第7条 前条第1項の規定により許可を受けた者は、所定の日までに学習計画書を研究科長に提出しなければならない。

（雑則）

第8条 この規程の定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月12日から施行する。

(5) 修士課程（看護学専攻）の修士論文指導計画

修士課程（看護学専攻）は、修業年限2年間のコースと有職者等を対象とした修業年限3年間の長期履修コースがあります。

本専攻は、看護の理論を実践的に活用し、科学的探求方法としての看護研究法を身につけ、科学的・論理的根拠に基づく看護が実践できる、高度な専門性を備えた看護専門職者の育成、および専門看護分野における理論や科学的探求方法、倫理観を備えて指導性を発揮できる高度看護実践指導者（専門看護師：CNS）の育成を目的としています。

学生は、以下のような流れを目安として、在籍する専門分野の教授または准教授等の指導の下、講義・演習および特別研究（課題研究）を通して修士論文（課題論文）を作成します。そのためには、指導大学教員と副指導大学教員による継続した助言や指導を受けます。なお、長期履修生については、以下のスケジュールを3年間に延長して進めることになります。

1. 2年間のスケジュールの概要

【1年次】

4月 修了要件に必要な必修科目および選択科目の履修についてのガイダンス

履修科目の決定および履修登録

5月 指導大学教員および副指導大学教員の決定

10月～3月 指導大学教員および副指導大学教員の指導の下で研究課題を焦点化する。

研究計画発表会の実施

【2年次】

4月～6月 倫理審査が必要な研究については、医学部研究倫理委員会審査を受ける。

7月～1月 定期的な指導大学教員および副指導大学教員による研究指導

中間発表会の実施

1月 修士論文（課題論文）の提出

2月 修士論文主査・副査の決定および口頭試問を含む修士論文公開審査の実施

3月 大学院委員会による合否判定

修士論文発表会の開催

2. 講義・演習

主として1年次において講義・演習科目が開講されます。開講科目は、看護学の理論や研究法および基礎的素養を身につけるための共通科目および各専門分野での専門科目で構成されています。これらの中から、修了に必要な必修科目・選択科目について、在籍する専門分野の教授または准教授の指導の下、各自で履修科目を決定します。

3. 指導大学教員および副指導大学教員の決定

学生は、入学後すみやかに、在籍する専門分野の教授または准教授と、指導大学教員および副指導大学教員について話し合います。三者が合意したら、専門分野の教授または准教授が「指導大学教員等届」を提出し、看護学専攻大学院委員会で承認されます。

4. 修士論文審査

修士論文（課題論文）の提出期限は1月末です。

2月中旬に大学院委員会で主査・副査3名が選出され、その後、主査・副査による査読と公開審査会が開催されます。公開審査会では、口頭試問が行われ、合否が決定されます。

(6) 看護学専攻学位論文の作成等に関する申合せ

1. 学位論文の形式（様式）について

- 1) 用紙は、A4判（コピー紙：白紙）とする。1ページは1行40文字40行とし、ポイントは12ポイント（MS明朝およびTimes New Roman）、左右余白25、上余白30、下余白20とし、下辺中央にページ番号を伏す（レイアウト1参照）。
- 2) 原稿は原則としてワードプロセッサを用い、片面印刷とする。本文は黒インクとし、縦置き、横書きとする。図・表は、適切な位置に配置し、写真等はデジタル処理をしたものを用いる。
- 3) 論文枚数については定めない。ただし、課題論文については20ページを目安とする（資料は含まない）。
- 4) 論文は、表紙、要旨、目次、本文の順に綴じ、本文の最初が1ページとなるようにする。
- 5) 学位論文の本文の基本スタイルは、原則として、緒言（目的）、研究方法、研究結果、考察、結語、文献、資料（ある場合のみ、ページは不要）とする。
- 6) 原則として、略語は説明なしで使用しない。初出の語は、正式名を記述し、括弧内に以下で使用する略語を記入し、略語の意味が理解できるようにする。
- 7) 文献の記載は、APA（Publication Manual of the American Psychological Association, 5th edition(2001)方式とし、本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。文献は、著者名のアルファベット順に列記する。ただし、共著者は3名まで表記する。記載方法は、下記の例示による。

【雑誌掲載論文】

著者名（年次）：論文の表題、掲載雑誌名、号もしくは巻（号）、最初のページ数－最後のページ数
Author1, Author2, Author3 et al. (2009): title, Journal, vol.(number), pp.

【単行本】

著者名（発行年次）：書名（版数）、出版社名、発行地

著者名（発行年次）：論文の表題、編者名、書名（版数）、ページ数、出版社名、発行地

【翻訳書】

原著者名（発行年次）／訳者名（翻訳書の発行年次）：翻訳書の署名（版数）、出版社名、発行地

- 8) 学位論文の表紙、要旨は所定の様式に記入し、作成すること（レイアウト2, 3参照）。

なお、要旨は1000字以内とする。

2. 研究計画発表会について

看護学特別研究及び課題研究が修士論文・課題論文としての水準を満たすことができるようにするため、研究計画発表会を実施する。

- 1) 開催時期は倫理審査前とし、2年生前期（長期履修生では2年生後期）までのできるだけ早い時期が望ましい。
- 2) 原則として、大学院委員会が主催し、各分野が運営する。
- 3) 方法
 - ① 研究計画発表会の開催は、教員および大学院生全員に通知し、参加を呼びかける。

- ② 大学院生は研究計画を発表し、参加した教員からコメントをもらう。
- ③ 終了後、大学院生は「報告書」を作成し、速やかに、医学系研究科チーム学務グループ大学院担当に提出する。「報告書」には、論文タイトル、教育研究領域（専攻分野）、学籍番号、大学院生氏名、発表日時、参加教員氏名、研究の概要、発表会でなされた教員からのコメント、そのコメントに対する研究計画の修正点を記入し、指導教員の承認（署名）を得て提出する（レイアウト4 参照）。
- 4）研究計画は知的財産であり、参加した教員および大学院生は守秘義務だけでなく、その権利を侵害することのないようにする。

3. 中間発表会について

看護学特別研究及び課題研究が修士論文・課題論文としての水準を満たすことができるようにするため、中間発表会を実施する。

- 1）開催時期は、修士論文をまとめる段階の時期とし、2年生後期までのできるだけ早い時期とする。
- 2）大学院委員会が主催する。
- 3）方法
 - ① 中間発表会の開催は、教員および大学院生全員に通知し、参加を呼びかける。
 - ② 大学院生は研究を発表し、参加した教員および大学院生からコメントをもらう。
 - ③ 発表の時間は、30分程度（プレゼン10分、質疑応答20分）とする。
 - ④ 発表の内容は、研究の概要および進捗状況（データ収集状況、分析状況、今後の進行予定）とする。
- 4）研究内容は知的財産であり、参加した教員および大学院生は守秘義務だけでなく、その権利を侵害することのないようにする。また、参加者は、会場入場に当たって、発表者の著作権擁護についての誓約書に署名する。

4. 学位論文の提出について

- 1）学位論文は、内規で定められた書類と共に提出すること（レイアウト3, 5, 6, 7参照）。なお、これらの書類は、看護学科ホームページ上からも取得できる（URL <http://www.medic.mie-u.ac.jp/gakunai/Daigakuinn/daigakuin.htm>）。
- 2）審査終了後、保管用の完成論文を一部、医学系研究科チーム学務グループ大学院担当に、電子ファイルと共に提出すること。審査後、一括合製本するので、綴じずに（穴をあけず）そのまま封筒に入れて提出すること。

5. 修士論文および学位審査提出書類等のレイアウト

(レイアウト 1)

上余白30mm	
MS明朝体およびTimes New Roman 12ポイント 40文字40行 I 序論 II 研究背景 1. ○○ 1) (1) III 方法 IV 結果 V 考察 VI 結論 VII 文献 謝辞	
左余白 25mm	右余白 25mm
-1- ページをつける 下余白20mm	

(レイアウト 2)

平成 年度 学位論文 和文タイトル(14ポイント) 英文タイトル(times, 14ポイント) 三重大学大学院医学系研究科看護学専攻 ○○看護学 ○氏名14ポイント

(レイアウト 3)

学 位 論 文 要 旨		
三重大学大学院医学系研究科		
看護学専攻(修士課程)	氏 名	
論文の題名		
論文の要旨		
※1000字以内(MS明朝12ポイント)、キーワード(Key Words):5つまで		

(レイアウト 4)

研究計画書発表会報告書(案)	
氏 名	
研究領域(専攻分野)	()
発 表 日 時	
参 加 教 員	
論文タイトル	
研 究 の 概 要	
教員からのコメント	
コメントに対する 研究計画の修正点	
指 導 教 員 (目 著)	
三重大学大学院医学系研究科看護学専攻大学院委員会 殿 上記のとおり研究計画発表会報告書を提出します。 平成 年 月 日	

(レイアウト 5)

学位論文題目届	
大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）	年度入学
氏 名	
指 導 教 員	印
論 文 題 目	
三重大学大学院医学系研究科長 殿 上記のとおり学位論文題目を届出ます。 平成 年 月 日	

(レイアウト 6)

学位論文審査願			
平成 年 月 日			
三重大学大学院医学系研究科長 殿 三重大学大学院医学系研究科 看護学専攻（修士課程） 氏 名			
このたび、学位論文審査のために三重大学大学院学則の規定に基づいて、 学位論文、論文目録及び論文要旨を提出いたしますのでご審査をお願い申し 上げます。			
受 理 番 号	第 号	受理年月日	平成 年 月 日

(レイアウト 7)

論 文 目 録		
三重大学大学院医学系研究科		
看護学専攻（修士課程）	氏 名	
論 文	題 名	
添 付 資 料		

※レイアウト 1・3・4・7 はページ数を増やして使用してもよい。

付 記

この申合せは、平成23年3月2日から施行する。

(7) 看護学専攻修士論文審査基準

① 修士論文審査基準

修士論文

評価項目		評価の視点
全 体	論理構成	- 研究目的，研究方法から結論に至るまで，首尾一貫した論理構成になっている。 - 研究テーマから考察に至るまで，文献が適切に使われている。
	独 創 性	- 論文内容が独創的で，新しい知見が論理的に示されている。 - 未発表の研究である。
	貢 献 性	- 看護実践の改善に貢献する内容である。 - 看護実践への貢献を述べている。
	将来展望	本研究から導き出せる今後の研究発展の方向性を示している。
	論文体裁	- 決められた形式に沿って書かれている（論文枚数，フォント，文字数，文献記載等）。 - 誤字，脱字，不適切な文章表現がない。
	倫 理 的 配 慮	- 研究目的・テーマに倫理的な問題がない。 - 研究方法，対象の選定，記述に倫理的配慮が十分払われている。 - 他者の知的所有権を侵害するような記述がない。 - 倫理的配慮に関する内容が適切に記述されている。 - 必要に応じて，本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されている。
研 究 過 程	テ ー マ	研究テーマの表現が適切である（英語表記を含む）。
	研究目的	- 研究目的が明確である。 - 看護に対する意義が述べられている。 - 研究目的を導く問題現象の全体像が述べられており，その中で本研究の位置づけが示されている。 - 適切な文献レビューがなされ，そこから導き出された目的である。
	研究方法	- 研究の枠組み，方法論が十分検討され，適切に用いられている。 - 研究方法が明確かつ具体的に述べられている。 - エビデンス・レベルの高い研究方法である。 - 結論を導き出すに十分なデータ数である。
	結 果	- 研究目的に沿ったまとめ方がなされており，記述方法が適切である。 - 分かりやすい方法で結果を提示している（図・表）。
	考 察 と 結 論	- 得られた結果が適切に分析されており，結果の解釈に矛盾や飛躍がない。 - 得られた結果に基づき，研究目的に沿った論理展開ができています。 - 本研究の限界を認識し，限界と対処が述べられている。 - 結論が簡潔明瞭な表現で適切に記されている。
口頭試問		- 研究内容を分かりやすく説明できる。 - 質疑に的確に対応できる。

② 課題研究審査基準

課題研究

評価項目		評価の視点
全 体	貢 献 性	・看護実践の改善に貢献する内容である。 ・看護実践への貢献を述べている。
	論理構成	・研究目的，研究方法から結論に至るまで，首尾一貫した論理構成になっている。 ・研究テーマから考察に至るまで，文献が適切に使われている。
	独 創 性	・論文内容が独創的で，新しい知見が論理的に示されている。 ・未発表の研究である。
	将来展望	・本研究から導き出せる今後の研究発展の方向性を示している。
	論文体裁	・決められた形式に沿って書かれている（論文枚数，フォント，文字数，文献記載等）。 ・誤字，脱字，不適切な文章表現がない。
	倫 理 的 配 慮	・研究目的・テーマに倫理的な問題がない。 ・研究方法，対象の選定，記述に倫理的配慮が十分払われている。 ・他者の知的所有権を侵害するような記述がない。 ・倫理的配慮に関する内容が適切に記述されている。 ・必要に応じて，本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されている。
研 究 過 程	テ ー マ	・研究テーマの表現が適切である（英語表記を含む）。
	研究目的	・研究目的が明確である。 ・看護に対する意義が述べられている。 ・研究目的を導く問題現象の全体像が述べられており，その中で本研究の位置づけが示されている。 ・適切な文献レビューがなされ，そこから導き出された目的である。
	研究方法	・研究の枠組み，方法論が十分検討され，適切に用いられている。 ・研究方法が明確かつ具体的に述べられている。
	結 果	・研究目的に沿ったまとめ方がなされており，記述方法が適切である。 ・分かりやすい方法で結果を提示している（図・表）。
	考 察 と 結 論	・得られた結果が適切に分析されており，結果の解釈に矛盾や飛躍がない。 ・得られた結果に基づき，研究目的に沿った論理展開ができています。 ・本研究の限界を認識し，限界と対処が述べられている。 ・結論が簡潔明瞭な表現で適切に記されている。
口頭試問		・研究内容を分かりやすく説明できる。 ・質疑に的確に対応できる。

5) 三重大学大学院成績評価ガイドライン

1. (成績評価ガイドラインの趣旨)

三重大学大学院成績評価ガイドラインは、指針となるべき成績評価の基準と評価方法等を定めることによって大学院教育としての実質化及び水準の確保を図ろうとするものである。

2. (成績の評価, 評点, 評価内容の基準)

成績の評価, 評点, 評価内容の基準を下記のように定める。

判定	評点	評価点	評定	評価内容基準	成績通知書への記載	成績証明書への記載
合格	95～100点	10	A A	科目内容を修得し、到達目標を優れて満たしている	あり	あり
	90～94	9				
	80～89	8	A	科目内容を修得し、到達目標を十分に満たしている	あり	あり
	70～79	7	B	科目内容を修得し、到達目標を概ね満たしている	あり	あり
	60～69	6	C	科目内容を修得し、到達目標を必要限度満たしている	あり	あり
不合格	60点未満	5 以下	D	科目内容を修得したと認められず、到達目標を満たしていない	あり	なし

注) 単位の認定のみ行う科目については、合否あるいは認定の表記とする。

注) 成績通知書には原則として評価点を、成績証明書には評定を記載する。

3. (評価方法)

成績評価は、出席状況、報告・発表等の授業参加状況、学習記録、レポート、試験など、多様な要素の中から、それぞれの授業科目の形態、目標、内容に相応しくできる限り複数を選択して行う。

4. (学習成果の反映)

レポートの課題設定や試験の内容に、受講及び受講のための学習準備を通じて得られた学習成果が適切に反映されているなど、成績評価に学習成果が適切に反映されるように工夫するものとする。

5. (成績評価基準と方法の周知)

各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバスに明記するとともに、各授業において到達目標と関連づけながら説明するものとする。とくに到達目標と評定との関係を、授業の内容に基づいて具体的に説明する。

6. (学位論文の評価)

別に定める学位論文審査基準による。

7. (説明責任)

成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に応えるものとする。

附 則

このガイドラインは、平成19年4月1日から実施する。ただし、評定区分については、平成19年度入学者から適用し、それ以前の学生については従前の4段階区分とする。

6) 三重大学大学院成績評価に対する照会と申立手続に関する要項

1 目的

この要項は、大学院学生（以下「学生」という。）が、授業担当の教員（非常勤講師を含む。）による成績評価に納得できない場合に、どのような基準・方法で成績が評価されたかについて照会する（以下「成績照会」という。）手続等を定めることを目的とする。

2 成績照会の手続

(1) 授業担当者が専任教員の場合

① 学生は、成績発表の日から1週間以内（最終日が、祝日等の休業日に当たるときは翌日まで）に、口頭等により成績照会ができる。授業担当の教員は、学生からの成績照会に対して、速やかに説明を行うものとする。授業担当の教員は、成績評価の訂正が必要となった場合は、速やかに訂正手続を行う。

②ア 学生本人が病気等のやむを得ない事情のため、又は授業担当の教員が出張等による不在のため、成績照会期間内に照会することができなかった場合など正当な理由がある場合には、授業開設研究科の学務担当を通して、研究科の教務担当委員会等に、「三重大学大学院成績評価確認願（別紙）」により成績照会することができる。

イ 研究科の教務担当委員会等は、上記の成績照会の申請を認めた学生について、授業担当の教員に照会に対する回答を依頼する。

ウ 授業担当の教員は、学生が上記の成績照会を申請した日から2週間以内（最終日が、祝日等の休業日に当たるときは翌日まで）に、必要に応じて学生本人に口頭による説明を行った上で、研究科の教務担当委員会等に回答を行うものとする。

(2) 授業担当者が非常勤講師の場合

①ア 学生は、成績発表の日から1週間以内（最終日が、祝日等の休業日に当たるときは翌日まで）に、授業開設研究科の学務担当を通して、研究科の教務担当委員会等に、「三重大学大学院成績評価確認願（別紙）」により成績照会することができる。

イ 研究科の教務担当委員会等は、非常勤講師に照会に対する回答を依頼する。

ウ 非常勤講師は、依頼された日から2週間以内（最終日が、祝日等の休業日に当たるときは翌日まで）に研究科の教務担当委員会等に回答を行うものとする。

エ 研究科の教務担当委員会等は、成績照会をした学生に速やかに回答を行うものとする。

②ア 学生本人が病気等のやむを得ない事情のため、成績照会期間内に照会することができなかった場合など正当な理由がある場合には、授業開設研究科の学務担当を通して、研究科の教務担当委員会等に、「三重大学大学院成績評価確認願（別紙）」により成績照会することができる。

イ 研究科の教務担当委員会等は、非常勤講師に照会に対する回答を依頼する。

ウ 非常勤講師は、依頼された日から2週間以内（最終日が、祝日等の休業日に当たるときは翌日まで）に、研究科の教務担当委員会等に回答を行うものとする。

エ 研究科の教務担当委員会等は、成績照会をした学生に速やかに回答を行うものとする。

3 成績照会の回答に対する申立手続

ア 学生は、授業担当の教員からの成績照会の回答に対して疑義がある場合は、回答を得た日から1週間以内（最終日が、祝日等の休業日に当たるときは翌日まで）に、授業開設研究科の学務担当を通して、研究科の教務担当委員会等に「三重大学大学院成績評価確認願（別紙）」により、申し立てることができる。

イ 研究科の教務担当委員会等は、申立内容を調査検討し、授業担当の教員に照会回答又は成績評価について、説明又は再考を求めることができる。

ウ 授業担当の教員は、研究科の教務担当委員会等から説明又は再考を求められた日から2週間以内（最終日が、祝日等の休業日に当たるときは翌日まで）に、研究科の教務担当委員会等に回答を行うものとする。

エ 研究科の教務担当委員会等は、申し立てをした学生に速やかに回答を行うものとする。

4 成績評価の訂正等の対応

授業担当の教員は、成績評価の訂正等を行った場合は、「教務情報システム（GAKUEN及びユニバーサルパスポート）における学生データ取扱要項（平成18年7月18日教務委員会承認）」に基づき、速やかに成績データの処理を行うものとする。

附 則

この要項は、平成19年度前期から実施する。

参考：

教務情報システム（GAKUEN及びユニバーサルパスポート）における
学生データ取扱要項 （抜粋）

（成績データの取扱い）

第4 成績データの取扱いは次のとおりとする。

(3) 入力締切日後の成績データの訂正・追加について

入力締切日後にデータを訂正・追加する場合は、成績入力責任教員が別紙様式に記入・押印して学務担当等に提出し、学部の教務委員会等で成績データの訂正・追加を諮った上で、教務調査担当に提出し、教務調査担当で成績データを入力すること。

なお、入力後、成績入力責任教員が、各学部の卒業判定日までにパソコン画面上で成績の訂正・追加を確認すること。

三重大学大学院成績評価確認願

(学生提出日) 平成 年 月 日

フリガナ		所属研究科名	
氏名		専攻名	
学籍番号		学年	修士課程、博士前期課程、博士課程 博士後期課程 年
連絡先電話番号		電子メールアドレス	

成績評価確認願を提出する理由	☐ 授業担当者が非常勤講師のため ☐ 照会期間内に照会できなかったため（理由： 裏面に記載 ） ☐ 成績照会に対する回答に疑義があるため			
授業科目名等	科 目 名			
	曜 日	曜日	時 限	時 限
授業担当教員氏名				
照会内容（成績通知書のコピーを必ず添付すること。） 				

(教員受理日) 平成 年 月 日

授 業 担 当 教 員 記 入 欄	回答の概要	
	※ ①の該当する記号に○を付し、②にご記入ください。	
	①上記の確認願による成績評価の訂正等について A 訂正等を行う B 訂正等を行わない	
	②成績評価訂正等の具体的内容について	
	訂 正 前 の 成 績 評 価	訂 正 後 の 成 績 評 価
授業担当教員の署名（押印） ※回答をしたことの記録として	氏名	印
	回答年月日 平成 年 月 日	

注 授業担当教員は、「成績評価確認願」に署名（押印）のうえ、研究科教務担当委員会等に提出してください。成績評価の訂正を行う場合は、教務情報システム（GAKUEN及びユニバーサルパスポート）における学生データ取扱要項第4（成績データの取扱い）により処理してください。

4. 修 学 案 内

暴風警報・大雨警報時等の措置について

(平成22年10月19日第6回教務委員会決定)

1. 三重県北部又は中部地域のいずれかの市町に、暴風警報が発令された場合の授業（定期試験を含む）は、以下のとおり取り扱うものとする。

1) 上記の市町に発令された暴風警報が午前7時までに解除されない場合は、午前中の授業（定期試験を含む）を休講とする。

2) 上記の市町に発令された暴風警報が午前10時までに解除されない場合は、午後の授業（定期試験を含む）を休講とする。

いずれかの市町とは下記に示す市町
三重県北部区域：四日市市，桑名市，鈴鹿市，亀山市，いなべ市，木曽岬町， 東員町，菰野町，朝日町，川越町
三重県中部区域：津市，松阪市，多気町，明和町

2. 三重県北部又は中部区域のいずれかの市町に大雨・洪水警報が発令され、本学周辺に洪水が発生又はそのおそれがある場合は、教育担当理事は、各学部長，地域イノベーション学研究科長，共通教育センター長及び国際交流センター長に休講措置を指示するものとする。

3. 三重県北部又は中部区域のいずれかの市町に大雪警報が発令され、交通機関への影響により通学が困難である場合又はその恐れがある場合、教育担当理事は、各学部長，地域イノベーション学研究科長，共通教育センター長及び国際交流センター長に休講措置を指示するものとする。

4. 上記1・2・3以外の場合において、授業（定期試験を含む）を実施することが困難であると予想される場合、教育担当理事は、各学部長，地域イノベーション学研究科長，共通教育センター長及び国際交流センター長に休講等の適切な措置を指示するものとする。

5. 交通スト又はその他による交通途絶の場合の取扱いについて

交通スト又はその他により交通が途絶したため学生が授業（試験を含む）を欠席した場合、学生の届出により授業担当教員はその学生が通学不能であったと判断した場合は、本人の不利益にならないよう配慮するものとする。

(変更理由)

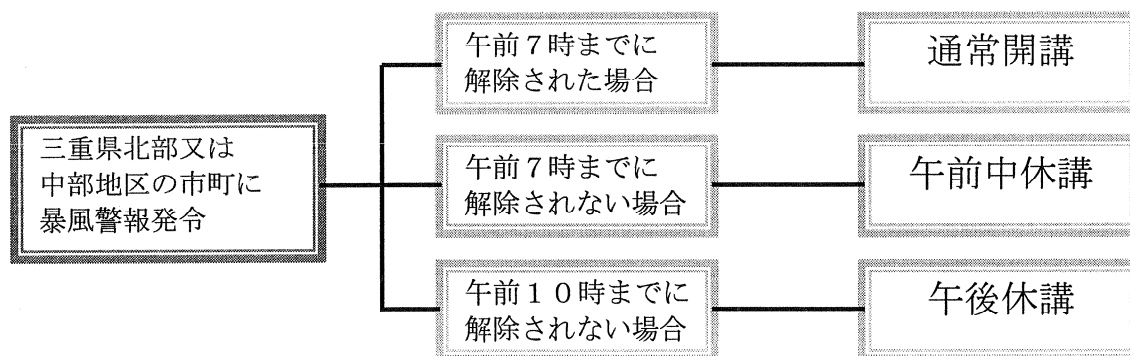
気象庁からの警報・注意報の発表区域が平成22年5月27日より変更となった為、暴風警報・大雨警報時等の措置の内容を一部変更する。

1については近隣市町に暴風警報が発令された時点で、交通機関の途絶や被害が予想される為、近隣市町に出た時点で休講措置とした。

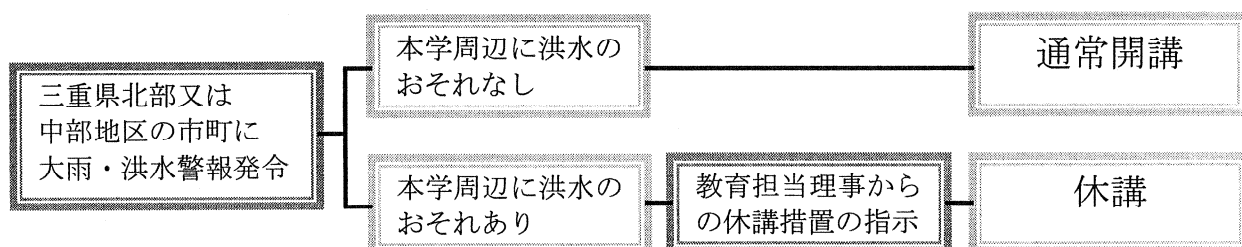
2・3については北部又は中部区域の一部市町に大雨・洪水警報や大雪警報が出た場合でも、交通機関の途絶や本学周辺に被害がないことも多い為、市町によって区別しないことにし、教育担当理事の判断とした。

この際、警報の出た市町に居住、通過する学生に関しては、本人の不利益とならないよう5のような対応を行う。

1.



2.



3.

